

グレーゾーン金利をご存知ですか？

～多重債務からの脱出～

多重債務とは、複数の業者から借金がある状態をいい、返済額が多くなりすぎて支払いができなくなる場合があります。返済できると思っていたお金でも計画どおりに返済できず、返済のためや生活費を補うためなどで複数の業者から借金をし、雪だるま式に借金が増え、「多重債務」に陥るケースが増えています。



多重債務に陥ってしまったら相談しましょう
 万一、多重債務に陥ってしまおうと、家族や同僚にも言い出せずに一人で自分を責め、肉体的にも精神的にも病んでしまう場合があります。こうなると、租税公課などの公共的に納付すべきお金を納めることができず、家庭不和や離婚、夜逃げ、自殺、横領等の犯罪など社会的な問題が生じることになってしまいます。市では、市民の皆さんが多重債務から立ち直り、生活を立て直すことができるよう支援しています。多重債務により借金の返済が立ち行かないと感じたら、まずは市民総合相談室に相談しましょう。なお、市税に滞納がある人には市収納管理課とも連携を取り、納税相談を実施しています。

適切な債務整理を行いましょう
 多重債務問題は適切な債務整理をすることで必ず解決



- 決します。困ったときは一人で悩まず、ぜひ、ご相談ください。また、相談する際は、事前に次の項目について把握してからご相談ください。
- **債権者名**
消費者金融、銀行、信販会社などの借入先
 - **借入日**
お金を借りたり物品を購入した日
 - **借入額（元本）**
借りた金額や物品の購入金額
 - **現在残額**
現在残っている借金の総額
 - **返済状況**
支払っている期間や金額
 - **借金の用途**
生活費、遊興費、借入金返済等

～債務整理には次の方法があります～

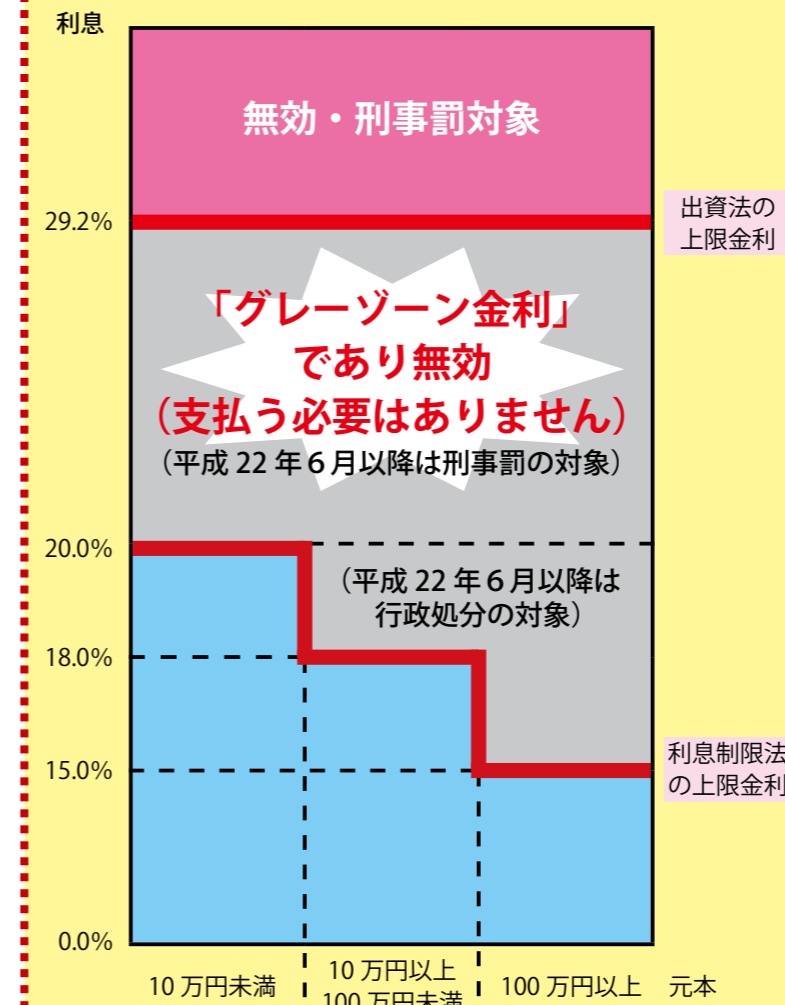
- **任意整理**
借り手と貸し手が話し合い利息の再計算をし、借金の減額や返済方法などの交渉を行います。ほとんどの場合裁判所を通さず、弁護士や司法書士などの法律専門家に依頼します。
- **特定調停**
簡易裁判所の調停委員が借り手と貸し手の間に入り、借金の金額や返済方法についての両者の合意を成立させます。
- **個人再生**
裁判所に申し立て、借金の一定割合額を原則3年間支払い続ければ、残りの借金が免除になります。
- **自己破産**
裁判所から破産宣告を受けて免責決定を受けると借金が免除されます。

【問い合わせ・相談先】 市民総合相談室 ☎ 0994-31-1169

【多重債務相談機関】

- | | | | |
|-------------------|-----------------|---------------|----------------|
| 法テラス鹿屋 | ☎ 050-3383-5527 | 鹿屋ひまわり基金法律事務所 | ☎ 0994-42-7830 |
| 九州財務局鹿児島財務事務所 | ☎ 099-227-5279 | 鹿児島くすのきの会 | ☎ 099-226-1725 |
| 鹿児島県弁護士会 | ☎ 099-226-3765 | 鹿児島県司法書士会 | ☎ 099-256-0335 |
| 鹿児島県サラリーマン金融苦情相談所 | ☎ 099-223-6832 | | |

利息制限法及び出資法の上限金利



グレーゾーン金利は支払義務がありません
 お金を借りた場合の利息については「利息制限法」と「出資法」という二つの法律があり、利息制限法では借入額に応じて15～20%、出資法では29・2%が上限となっています。この上限金利の差の部分がグレーゾーン金利と呼ばれています。裁判例によれば、このグ

レーゾーン金利は無効であると解釈され、原則として支払う必要はありません。消費者金融等からお金を借りた人が、利息制限法を越える金利（元本に応じて15～20%）を払い続けている場合は、過去の取引を利息制限法の利率で計算し直すことにより、過払い金を借入額に充当して元本を減らすことができます。さらに過払い金が借入額

を上回っている場合は、その差額を返還してもらえない場合があります。また、グレーゾーン金利は、改正貸金業法により、平成22年6月までに撤廃することが決まっております。撤廃後は元本に同じ、年利15～20%を越える利率で貸し出した場合は無効であり、刑事罰及び行政処分の対象となります。